

COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款 【現改比較表】 2021年11月10日現在

～2021年12月9日

2021年12月10日～

COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款

実施 令和2年11月25日

令和3年[7月15日](#) 現在

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款

実施 令和2年11月25日

令和3年[12月10日](#) 現在

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

<p>(本契約申込の承諾)</p> <p>第8条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 本契約の申込みをした者が、第16条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 本サービスの申込者が、当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき</p> <p><u>(8)</u> 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p>	<p>(本契約申込の承諾)</p> <p>第8条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 本契約の申込みをした者が、第16条（利用停止）第1項各号 <u>又は第2項の規定</u>のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本契約の解除を受けたことがあるとき</p> <p>(略)</p> <p>(7) 本サービスの申込者が、当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき</p> <p><u>(8) 捜査機関から特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。）等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請（捜査機関から契約事業者を経由した措置要請を含みません。以下同じとします。）を受けたとき</u></p> <p><u>(9)</u> 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p>
--	--

(契約者の電話番号)

第10条 当社は、契約者からWebカスタマーコントロール等当社指定の方法により請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより電話番号を付与します。

(1) 電話番号を提供することが技術上著しく困難なとき

(2) その他当社の本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき

(契約者の電話番号)

第10条 当社は、契約者からWebカスタマーコントロール等当社指定の方法により請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより電話番号を付与します。

(1) 電話番号を提供することが技術上著しく困難なとき

(2) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき

(3) その他当社の本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき

<p>(本契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第11条 本サービス利用権（契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>(略)</p> <p>4 当社は、前項の規定により本サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、第16条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、当社からの内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき</p> <p><u>(8)</u> 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>5 本サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。</p>	<p>(本契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第11条 本サービス利用権（契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>(略)</p> <p>4 当社は、前項の規定により本サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、第16条（利用停止）第1項各号 <u>又は第2項</u>の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は本契約の解除を受けたことがあるとき</p> <p>(略)</p> <p>(7) 本サービス利用権を譲り受けようとする者が、当社からの内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき</p> <p><u>(8) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき</u></p> <p><u>(9)</u> 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>5 本サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。</p>
--	---

<p>(利用停止)</p> <p>第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（本サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 当社は、<u>前項</u>の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>	<p>(利用停止)</p> <p>第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（本サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 当社は、<u>捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、本サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関に対し当該契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。</u></p> <p><u>なお、当社は本項に基づく利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる電話番号を契約者に付与することがあります。</u></p> <p><u>3</u> 当社は、<u>前2項</u>の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>
--	---

<p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第21条 契約者は、本契約に基づいて本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、本契約の解除があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1か月間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金（発信利用料及び着信利用料を除きます。以下次項までにおいて同じとします。）の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <p>(2)前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <p>(略)</p>	<p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第21条 契約者は、本契約に基づいて本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、本契約の解除があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1か月間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金（発信利用料及び着信利用料を除きます。以下次項までにおいて同じとします。）の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <p><u>ただし、第16条（利用停止）第2項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日を本契約の解除があった日、利用の停止を解除した日を本サービスの提供を開始した日とみなして取扱います。</u></p> <p>(2)前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <p>(略)</p>
	<p><u>附則（令和3年11月8日 A P S 1サ第00845571号）</u></p> <p><u>この改正規定は、令和3年12月10日から実施します。</u></p>